

2025年度島根大学科目等履修生募集要項（外国人留学生を除く）

科目等履修生は、学部又は大学院の特定の授業科目を履修するものです。

登録した授業科目の試験に合格した場合は、単位を修得することができます。

1. 入学資格について

（1）学部の科目等履修生として入学することができる方は、次のいずれかに該当する方とします。

- ① 学則第5条各号のいずれかに該当する方（別紙記載のとおり）
- ② 高等学校又は中等教育学校の長が教育上有益と認めたときの当該高等学校又は中等教育学校後期課程に在学する生徒
- ③ その他本学において、当該授業科目を履修する学力があると認めた方

（2）大学院の科目等履修生として入学することができる方は、次のいずれかに該当する方とします。

- ① 修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程にあっては、
大学院学則第5条各号のいずれかに該当する方（別紙記載のとおり）
- ② 博士後期課程にあっては、大学院学則第6条各号のいずれかに該当する方（別紙記載のとおり）
- ③ 医学博士課程にあっては、大学院学則第7条各号のいずれかに該当する方（別紙記載のとおり）
- ④ その他本学大学院において、当該授業科目を履修する学力があると認めた方

【注】（1）①第9号若しくは③又は（2）①第9号、②第8号、③第6号若しくは④により入学を希望する場合は、資格審査が必要です。あらかじめ「担当部署」へ確認ください。

2. 入学時期について

入学時期は、4月又は10月です。

（前期は4月1日～9月30日、後期は10月1日～翌年3月31日の期間です。）

3. 入学出願手続について

（1）出願期限

法文学部、人間社会科学研究科、 教育学部、教育学研究科、総合理工学部、 材料エネルギー学部、生物資源科学部、 自然科学研究科	4月入学	2025年2月28日（金）17時
	10月入学	2025年8月29日（金）17時
人間科学部	4月入学	2025年2月7日（金）17時
	10月入学	2025年8月29日（金）17時
医学部、医学系研究科	4月入学	2025年2月7日（金）17時
	10月入学	2025年8月18日（月）17時

【注】 教育職員免許状の取得目的で出願される方は、履修科目についての事前相談が必要となります。

4月入学を希望される方は、2025年2月7日（金）までに、10月入学を希望される方は、2025年8月1日（金）までに、必ず事前に電話で相談希望日時をご連絡の上、窓口まで相談に来てください。

また、取得を希望する免許状の「学力に関する証明書」（出身大学等が発行するもの。写し可）を必ず事前相談日までに送付してください。（FAXでの送信も受け付けます。）

※ 例：小学校一種免許状の取得を希望する方は、「小学校一種免許状の学力に関する証明書」、中学校一種免許状（国語）を取得する方は、「中学校一種免許状（国語）の学力に関する証明書」が必要です。学校種、科目を間違えないようにしてください。

※「教職実践演習」を履修することができる方は、本学学部を卒業した方、本学大学院を修了した方

又は本学大学院に在学中の方で、希望する教育職員免許状取得に必要な単位を修得済み、もしくは当該年度中に修得見込みである方とします。また、「教職履修ポートフォリオ」を作成し、指定された期日までに提出が必要です。ただし、教育学部の「教職実践演習」の履修を希望する方は取り扱いが異なりますので、教育学部等担当に事前に問い合わせてください。

なお、10月入学での履修は認められません。

※ 「教育実習」の履修についても一定の制約を設けていますので、事前に「担当部署」へ確認ください。

(2) 出願書類

入学を志願する方は、次の書類をとりそろえて、「担当部署」へ提出してください。

なお、書類提出までに履修したい科目を決め、その授業担当教員の内諾を得ておく必要があります。

出願書類等	摘 要				
① 入学願書	本学所定の用紙により、授業担当教員と面談し、認印を受けたもの（別紙様式第1号）				
② 履歴書	本学所定の用紙により、必要事項を記入したもの（学歴欄は高等学校又は中等教育学校卒業から記入すること。）				
③ 最終出身学校の卒業（見込）証明書又は修了（見込）証明書	出身学校が発行したもの（高等学校又は中等教育学校の在学者は不要）				
④ 入学検定料振込金証明書	「2025年度島根大学『入学検定料』振込依頼書等用紙」の所定欄に必要事項を記入し、銀行・信用金庫・農協等の金融機関（※1）で、下記の取扱期間中に同用紙により入学検定料9,800円を振り込んでください。ATM（現金自動預払機）は使用しないでください。振込手続後、窓口で返却された「Ⅲ票 振込金証明書（島根大学提出用）」を提出してください。 ※1 ゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は「通帳及び印鑑」が必要です。現金による振込はできません。 【入学検定料振込取扱期間】 <table border="1" data-bbox="448 1361 1461 1518"> <tr> <td>4月入学希望者</td><td>2025年1月31日（金）から出願期限日の窓口取扱時間内（15時）まで</td></tr> <tr> <td>10月入学希望者</td><td>2025年8月1日（金）から出願期限日の窓口取扱時間内（15時）まで</td></tr> </table> なお、以下の場合以外は、納入された入学検定料は、いかなる理由があっても返還することができません。 a. 出願書類等を提出したが、受理されなかった場合 該当者に連絡しますので、所定の期日までに手続を行ってください。 b. 入学検定料の振込後、本学に出願しなかった場合 c. 入学検定料を誤って二重に振り込んだ場合 上記b又はcに該当する場合は、本人の申し出により納入された入学検定料を返還することができますので、4月入学については2025年3月7日（金）、10月入学については2025年9月5日（金）までに財務部経理・調達課出納担当（TEL 0852-32-6029）（土日祝日を除く9時から17時までの間）へ連絡してください。 なお、返還の手続を行う際に「Ⅱ票 振込金受取書（志願者保管）」及び「Ⅲ票 振込金証明書（島根大学提出用）」が必要となりますので、大切に保管しておいてください。これらの書類がない場合、振込事実の確認ができず、返還できないことがあります。	4月入学希望者	2025年1月31日（金）から出願期限日の窓口取扱時間内（15時）まで	10月入学希望者	2025年8月1日（金）から出願期限日の窓口取扱時間内（15時）まで
4月入学希望者	2025年1月31日（金）から出願期限日の窓口取扱時間内（15時）まで				
10月入学希望者	2025年8月1日（金）から出願期限日の窓口取扱時間内（15時）まで				

⑤	承諾書等	※現職教育のため任命権者の命により派遣される教職員の方のみ必要 本学所定の用紙により、任命権者が作成した「証明書」（別紙様式第3号） 電子印も可とする。
		※現職のまま入学を希望する社会人で、上記に該当しない方のみ必要 本学所定の用紙により、勤務先等の所属長が作成した「承諾書」（別紙様式第2号） 電子印も可とする。
		※現に高等学校等に在学している生徒の方のみ必要 本学所定の用紙により、当該学校長が作成した「出願許可書」（別紙様式第4号） 電子印も可とする。
⑥	誓約書	本学所定の用紙により、必要事項を記入したもの

注：上記の他に、本学において必要と認める書類の提出を求めることがあります。

4. 入学者の選考及び入学の許可について

入学を志願した方に対して選考の上、教授会又は研究科教授会の議を経て、合格者を決定します。
その後、所定の入学手続を完了した方に対して入学が許可されます。

5. 入学手続について

合格者には、合格通知書と入学案内を送付しますので、入学手続を行ってください。

入学手続には、**入学金28,200円**（2024年度額。入学金は改定される場合があります。）が必要です。いったん納入された入学金は、いかなる理由があっても返還できません。

なお、所定の期日までに入学金を納めない場合、入学を辞退したものとみなします。

6. 在学期間について

科目等履修生の在学期間は、入学した日の属する年度を超えることができません。

なお、前期の入学許可を受けた方のうち、引き続き後期の授業科目の履修を希望する方は、教授会又は研究科教授会の議を経て、3月末日まで在学期間の延長ができます。延長に係る入学検定料及び入学金は必要ありません。延長を希望する場合は、8月29日（金）（医学部及び医学系研究科においては、8月18日（月）17時）までに「在学期間延長願」を提出してください。

7. 履修科目の追加及び変更について

出願後の履修科目の追加及び変更は、原則として認められません。

ただし、1年間の入学許可を受けた方に対して、後期の履修科目の追加又は変更を許可することがあります。後期の履修科目の追加又は変更を希望する場合は、8月29日（金）（医学部及び医学系研究科においては、8月18日（月）17時）までに「履修科目変更願」を提出してください。

8. 単位の授与について

科目等履修生として授業科目を履修し、試験に合格した場合に単位を授与します。

また、単位を授与された方には、本人の申請により成績証明書を発行します。

なお、教育職員免許状の授与のために、学力に関する証明書が必要な場合も、本人の申請により発行します。

9. 授業料の納入について

授業料は、**1単位につき14,800円**（2024年度額。授業料は改定される場合があります。）です。各学期の所定の期日までに納入してください。いったん納入された授業料は、いかなる理由があっても返還できません。（ただし、履修予定の授業科目が本学の事情により不開講となった場合を除きます。）

入学後、本人あてに請求書（振込依頼書）を送付しますので、納入してください。

10. 退学について

退学を希望する場合は、「退学願」を提出してください。1年間の在学期間について入学を許可された方が、前期末での退学を希望する場合は、8月29日（金）（医学部及び医学系研究科においては、8月18

日（月）１７時）までに「退学願」を提出してください。

なお、学期の途中で退学も可能ですが、その場合には当該学期分の授業料が納入されている必要があります。

1 1. 懲戒について

本学の規則に違反したとき、その他科目等履修生としての本分に反したときは、教授会等の議を経て、科目等履修生の資格を取り消されることがあります。

1 2. 障がい等を有する出願者について

入学を志願する方で、障がい等（視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、病弱・虚弱、重複障がい、発達障がい、精神障がい、その他の障がい等）があり、入学後、修学上特別な配慮を必要とする場合は事前に相談してください。

1 3. 健康診断について

入学時定期健康診断は必ず受診してください。

詳細については保健管理センター（0852-32-6568）にご相談ください。

1 4. 注意事項

- （１）登録した授業科目以外の科目を履修することはできません。
- （２）提出期限は厳守してください。期限を過ぎた申し出については、受理できませんので、注意してください。
- （３）出願書類に虚偽の記入をした場合は、入学後でも入学許可を取り消されることがあります。
- （４）出願書類等に不備がある場合には、受理できないことがあります。
- （５）出願書類の記載内容の変更は認められません。また、受理した出願書類等については、いかなる理由があっても返還できません。
- （６）期間の延長、科目の追加又は変更を希望する方は、８月２９日（金）（医学部及び医学系研究科においては、８月１８日（月）１７時）までに「担当部署」へ相談してください。
なお、通年の科目を後期から履修することはできません。
- （７）授業科目によっては、ノートパソコン（ネット環境整備）が必要となる場合がありますので、事前に確認してください。また、メール、Moodle、Zoom、Teams などを使用する場合がありますので、事前に担当教員に確認の上、ご自身で操作できるよう準備してください。

担当部署（問い合わせ，資料請求，出願書類提出）	
【松江キャンパス】島根大学 学生センター 〒690-8504 松江市西川津町1060 《学生センター共通 FAX (0852) 32-6059》	
法文学部	法文学部等担当 TEL (0852) 32-6121 e-mail:sad-gakumu01@office.shimane-u.ac.jp
教育学部，教育学研究科	教育学部等担当 TEL (0852) 32-6035 e-mail:sad-gakumu02@office.shimane-u.ac.jp
人間科学部	人間科学部担当 TEL (0852) 32-6333 e-mail:sad-gakumu021@office.shimane-u.ac.jp
総合理工学部	総合理工学部担当 TEL (0852) 32-6255 e-mail:sad-gakumu03@office.shimane-u.ac.jp
材料エネルギー学部	材料エネルギー学部担当 TEL (0852) 32-6663 e-mail:gad-mfe@office.shimane-u.ac.jp
生物資源科学部	生物資源科学部担当 TEL (0852) 32-6256 e-mail:sad-gakumu04@office.shimane-u.ac.jp
人間社会科学研究科	人間社会科学研究科担当 TEL (0852) 32-6121 e-mail:hs-gakumu@office.shimane-u.ac.jp
自然科学研究科	自然科学研究科担当 TEL (0852) 32-6835 e-mail:ns-gakumu@office.shimane-u.ac.jp
【出雲キャンパス】島根大学医学部学務課 〒693-8501 出雲市塩冶町89-1 FAX (0853) 20-2079	
医学部，医学系研究科	学務課 TEL (0853) 20-2086 e-mail:msa-daigakuin@office.shimane-u.ac.jp

【別紙】

学則抜粋

(入学資格)

第5条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示47号）
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）に基づく大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

大学院学則抜粋

(入学資格)

第5条 大学院の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五の二 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において認定試験を行い、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 九 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、大学院の修士課程又は博士前期課程に入学させることができる。
- 一 大学に3年以上在学した者
- 二 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育にお

ける１５年の課程を修了した者

第６条 大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和５１年法律第７２号）第１条第２項に規定する１９７２年１２月１１日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 外国の学校、第４号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第１６条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 七 文部科学大臣が指定した者
- 八 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、２４歳に達したもの

第７条 大学院の医学博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学の医学、歯学又は修業年限が６年の薬学若しくは獣医学（以下「医学等」という。）を履修する課程を卒業した者
- 二 外国において、学校教育における１８年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１８年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- 三の二 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が５年以上である課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 医学等を履修する課程に４年以上在学し、又は外国において学校教育における医学等を履修する課程を含む１６年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- 六 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、２４歳に達したもの